

# 令和5年度 糸島市経営強化専門家活用補助金

## 申請要領

### 1 趣旨

コロナ禍における物価高騰等の厳しい経営環境の中、国や県等の支援制度を活用し、経営の改善・強化を図ろうとする意欲ある商工業者に対し、中小企業診断士や税理士等の専門家による申請サポートを受ける場合の費用の一部を補助します。

### 2 補助対象者

糸島市内で商工業を営む中小企業者で、各種補助金・助成金等を申請する際に専門家のサポートを受ける事業者

※主たる事業所が糸島市内にある事業者が対象です。

※商工業とは、卸売業・小売業・飲食業・宿泊業・サービス業・製造業・建設業・運輸業等の業種です。

※「各種補助金・助成金等」、「専門家」の詳細については、「糸島市経営強化専門家活用補助金 Q&A」を確認してください。

### 3 補助率及び補助上限額

◆補助率：補助対象経費（消費税相当額を除く）の3分の2以内（千円未満切り捨て）

◆補助上限額：10万円

※1事業者につき1回限り。予算の範囲内で、交付決定順。

### 4 補助の対象となる経費

各種補助金・助成金等の申請に際し、専門家に支払う経費（報酬や手数料等）

※着手に係る経費が対象。成功報酬は補助対象外です。

※専門家やアドバイザー派遣制度などを活用した場合は対象外です。

### 5 申請期限

令和6年1月31日（水）まで

### 6 実績報告期限

令和6年2月29日（木）まで

### 7 申請方法

申請書類は市のホームページからダウンロードしてください。

糸島市 経営強化専門家活用

検索



## 8 申請から交付までの流れ

### (1) 申請

下記の必要書類を糸島市役所商工振興課に提出してください。

| 必要書類                 | 備考                           |
|----------------------|------------------------------|
| 補助金交付申請書（様式第1号）      |                              |
| 誓約書（様式第2号）           |                              |
| 見積書の写し               |                              |
| 糸島市税に滞納がないことの証明      | 申請者名義のもの                     |
| 事業所所在地及び業種を確認するための書類 |                              |
| 【法人の場合】履歴事項全部証明書     | 発行から3か月以内のもの                 |
| 【個人の場合】令和4年確定申告書の写し  | 開業後間もなく、確定申告の実績がない場合は開業届の写し等 |
| その他市長が必要と認める書類       |                              |

### (2) 審査・交付決定

提出書類の内容を基に、必要に応じて電話等で聞き取りを行い、申請内容が本補助金の趣旨に沿う内容であるか審査します。

交付をすることが適当と認められたときは交付決定通知を送付します。

### (3) 実施

交付決定後に専門家の申請サポートを受けてください。申請前を含め、交付決定前の着手は認められません。

### (4) 変更申請

交付決定後に、申請内容に変更が生じる場合には、変更申請の手続きが必要な場合があります。糸島市商工振興課へご相談ください。

※変更の承認なくして支出された費用については、補助対象外です。

### (5) 実績報告

各種補助金・助成金等の申請が完了したときは、完了後30日以内または令和6年2月29日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出し、実績報告を行ってください。

| 必要書類                     | 備考                               |
|--------------------------|----------------------------------|
| 補助金実績報告書（様式第7号）          |                                  |
| 領収書等の写し                  | 事業期間内に支払った費用が対象                  |
| 各種補助金・助成金等の申請書等の写し       |                                  |
| 各種補助金・助成金等の（不）交付決定通知書の写し | 決定通知が届き次第、速やかに提出してください。Q&A Q14参照 |
| その他市長が必要と認める書類           |                                  |

**(6) 交付額確定**

当初の申請内容のとおりに事業が実施されたこと等を確認し、相当と認められる場合には補助金交付額確定通知を送付します。

**(7) 請求・交付**

補助金交付額確定通知を受領した後、速やかに補助金請求書を提出してください。指定の口座（申請者名義のものに限る）に1か月以内に振り込みます。

**【問い合わせ・提出先】**

糸島市 経済振興部 商工振興課 商工労働係（第二庁舎1階）

TEL : 092-332-2096 (8 : 30~17 : 15)